



各市町村長 様

市長	副市長	書記	庶務	総務	保健	福祉	環境	建設	産業	観光	スポーツ	文化	教育	労働	青年	女性	高齢	障害	その他
他 部 ・ 他 課										23 生 福 号 外 受 付									
										平成 23 年 4 月 2 日									
保存期間										1年 2年 3年 5年 10年 15年 20年 25年 30年 35年 40年 45年 50年 55年 60年 65年 70年 75年 80年 85年 90年 95年 100年									
										福島県保健福祉部長									

平成23年東北地方太平洋沖地震義援金の第1次配分について（依頼）

平成23年東北地方太平洋沖地震で被災された方々へのお見舞いとして、県内外から多くの義援金が寄せられていることから、平成23年4月1日（金）に標記委員会を開催し、第1次配分計画を決定いたしました。

災害関係対応にご多忙のこととは存じますが、被災により生活の基盤である住居を失った方々や、原発災害により避難又は屋内退避を余儀なくされている方々に、寄託者の皆様の温かいお気持ちを伝え、義援金を有効にお使いいただくために、下記により、各市町村から義援金をお届けいただきますようお願いいたします。

つきましては、貴市町村の対象世帯数について報告いただき、義援金の配分を請求してください。

また、義援金の配分を通じ、県内外自主避難者等の所在確認につなげていただきますようお願いいたします。

記

1 第1次配分の考え方

- (1) 被災により生活の基盤である住居を失った方々、また、原発災害により避難又は退避を余儀なくされている方々に、義援金をお寄せいただいた皆様の温かいお気持ちをお見舞い金としてお届けする。
- (2) 義援金寄託者からは「被災者の方々に早く届けてください」との多くの声があることから、早急に被災者にお届けすることを主眼とし、今回配分は、福島県に寄託された義援金をもとに配分する。

2 対象被災地 福島県内全市町村

3 配分対象世帯

次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震又はそれに伴う津波により、住家が全壊又は半壊した世帯。（災害救助法の被害認定基準に基づき市町村が認定する世帯。）
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所から30kmの圏内にある世帯。
（原子力災害対策特別措置法に基づき避難又は屋内退避を支持された世帯）

4 配分類

対象世帯 1世帯当たり5万円

※ 3の(1)と(2)の両方に該当している場合は、5万円となります。

5 対象世帯の把握方法

(1) 全壊及び半壊について

全壊及び半壊の認定については、別紙「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法」(内閣府作成)に準拠するものとする。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所から30kmの圏内について

30kmの圏内の認定については、福島県地域防災計画原子力対策編における「重点地域」(原子力発電所から半径10kmの地域)に準じて、各市町村の行政区単位で認定することとし、自然的・社会的周辺情報を踏まえ市町村が判断することとする。なお、南相馬市については原町区及び小高区内の行政区単位で認定することとする。

6 対象世帯数及び送金口座の報告

上記3の対象世帯について、貴市町村の対象者数を別紙「平成23年東北地方太平洋沖地震義援金配分請求書」により報告願います。また、今回報告いただいた世帯数を元に、後日必要額を各送金いたしますので、配分する義援金を受け入れる口座を用意いただき、併せて報告願います。

※ 報告先

福島県保健福祉部社会福祉課(義援金配分委員会)に次の方法により報告願います。

①郵送 : 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

②FAX : 024-521-7322

③メール : shakaifukushi@pref.fukushima.jp

7 被害状況等の把握による配分類の過不足について

(1) 配分類が不足する場合

被害状況等の把握が進み、上記5の請求により配分した額が不足する場合は、別紙の請求書に基づき所要額を追加配分いたします。

(2) 配分類に不要残が生じた場合

被害状況等の把握が進み、上記5の請求により配分した額に不要残が生じた場合は、第2次配分以降で調整いたします。

8 報告期限及び市町村への送金

第1次配分の趣旨を踏まえ速やかに報告願います。報告にあたっては、概数で結構です。(後日、追加配分請求も可能です。)報告いただきましたら順次送金を行います。速やかに配分するためにも、遅くとも次の期限までには提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

○平成23年4月8日(金)まで

(担当 社会福祉課 電話024-521-7322)